

日吉津村障害者福祉計画

～ 心ふれあい 共に暮らせるまちづくり ～

平成19年3月

鳥取県西伯郡日吉津村

目 次

第1章	計画策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
4	計画の推進体制	2
第2章	基本計画（障害者基本法に基づく障害者計画）	
第1節	障害者等の現状	
1	障害者数	3
2	主な障害福祉サービス利用状況	4
第2節	計画の基本的な考え方	
1	計画の基本理念	6
2	計画の基本目標	6
3	施策の体系	7
第3節	施策の展開	
1	啓発・広報	8
2	生活支援	8
3	生活環境	9
4	教育・育成	10
5	雇用・就業	11
6	保健・医療	11
7	情報・コミュニケーション	12
第3章	生活支援に係る実施計画（障害者自立支援法に基づく障害福祉計画）	
第1節	計画の基本的な考え方	
1	計画の基本理念	14
2	計画の基本目標	14
3	サービスの体系	15
第2節	平成23年度の数値目標の設定	
1	福祉施設入所者の地域生活への移行	17
2	入院中の精神障害者の地域生活への移行	17
3	福祉施設から一般就労への移行	17
第3節	障害福祉サービス等の必要な見込量及びその確保のための方策	
1	訪問系サービス	19
2	日中活動系サービス	20
3	居住系サービス	21
4	相談支援	22

第4節 地域生活支援事業の実施

1	相談支援事業	23
2	コミュニケーション支援事業	23
3	日常生活用具給付等事業	23
4	移動支援事業	24
5	地域活動支援センター	24
6	その他事業	25

参考資料

用語の解説	29
日吉津村障害者施策推進委員会設置要綱	34
日吉津村障害者施策推進委員会委員名簿	36

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、「完全参加と平等」を掲げた昭和56年の「国際障害者年」をきっかけに、障害者を対象とした福祉が大きく発展し、平成5年の障害者基本法の成立により、ノーマライゼーションの社会づくりを目指して、各種の施策・事業が進められてきました。

その後、平成15年度に「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）」が策定され、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現、施設等から地域生活への移行の推進といった障害者福祉施策の方向性が打ち出されました。

本村においても、平成11年3月に「日吉津村障害者計画」を策定し、障害のある村民をはじめ、すべての人々の人権が尊重され、誰もが住み慣れた地域で豊かに暮らしていける地域づくりに努めてきました。

この間、障害者施策にかかわる法制度の改正が大きく進み、平成12年に社会福祉法が改正され、これに基づき、平成15年4月から従来の「措置制度」が「支援費制度」に移行し、また、平成16年には障害者基本法が改正され、障害者を取巻く環境が大きく変化しました。

支援費制度は、本人の選択によるサービス利用を基本とし、障害者福祉のあり方を大きく変える制度でしたが、利用者の急増とそれに伴う費用の増大、精神に障害のある人が対象外となっていたなど問題点も多くありました。これらの諸問題を解決するために、これまでの障害種別ごとに異なった制度やサービスから、身体・知的・精神に共通のサービス体系へと一元化を図る新たな制度として、平成18年4月から「障害者自立支援法」が施行されました。

このような中、障害者を取巻く社会経済環境の著しい変化に的確に対応し、増大・多様化するニーズに見合うサービスの供給体制を整備するとともに、障害者施策を総合的に推進するため、本村では、新たに障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」を併せて策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第9条第3項の規定に基づく、障害者のための施策に関する基本的な計画（「市町村障害者計画」）及び障害者自立支援法第88条第1項の規定に基づく、障害福祉サービスや相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（「市町村障害福祉計画」）として位置づけ、両者を一体的に策定するものです。

また、「第5次日吉津村総合計画」や次世代育成支援行動計画及び高齢者健康福祉計画等他の計画と連携するものです。

3 計画の期間

計画の期間は、平成18年度から平成23年度までの6年間とします。また、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画の部分については、国の指針により「第1期」を平成18年度から平成20年度の3か年とし、平成20年度に見直しを行い、平成21年度から平成

23年度を「第2期」とします。

なお、国や県の計画や社会的な動向によって、必要に応じて見直しを行うものとします。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
日 吉 津 村 障 害 者 福 祉 計 画	障害者基本法に基づく障害者計画部分					
	障害者自立支援法に基づく障害福祉計画部分 第1期			第2期		

4 計画の推進体制

この計画は、保健・医療・福祉・教育・雇用等幅広い分野にわたっているため、村の関係する課及び関係機関等が一体となって障害者施策を推進するとともに、地域福祉活動を実施している関係団体等と連携を図り、村民全体で計画の実現に向けて取り組みます。

(1) 進行管理体制

計画の進捗状況については、日吉津村障害者施策推進委員会を開催し、施策・事業の有効性を検証するなど点検・評価を行い、委員の意見等を踏まえて施策の展開を図ります。

また、広域的に設置する「地域自立支援協議会」と連携しながら計画の推進を図ります。

(2) 国・県への要望

この計画には、村だけでなく国や県と連携、協力していく事業が多くあり、障害者が地域社会で自立して生活を送るためにも、制度の充実や財政的支出について、国や県に要望していきます。

第2章 基本計画（障害者基本法に基づく障害者計画）

第1節 障害者等の現状

1 障害者数

（1）身体障害者

「身体障害者手帳所持者数」

年齢別・総合等級別

（単位：人・％）

年齢 \ 総合等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	
18歳未満		1				1	2	1.5%
18～65歳未満	18	5	3	12	1	4	43	31.8%
65歳以上	30	15	9	23	8	4	90	66.7%
計	48	21	12	35	9	10	135	100.0%
	35.6%	15.6%	8.9%	25.9%	6.6%	7.4%	100.0%	

（注）総合等級（重複障害の場合は各障害の等級の指数を合算）平成18年10月1日現在

障害種類別・個別等級別

（単位：人・％）

障害種類 \ 個別等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	
視覚障害	2	7		1		4	14	8.3%
聴覚・平衡機能障害		2	2	4		3	11	6.5%
音声・言語・そしやく機能障害			1				1	0.6%
肢体不自由	17	18	18	26	9	13	101	59.8%
内部障害	21		4	17			42	24.8%
計	40	27	25	48	9	20	169	100.0%
	23.7%	16.0%	14.8%	28.4%	5.3%	11.8%	100.0%	

（注）重複障害は個別等級ごとに計上（総合等級とは区別）平成18年10月1日現在

（2）知的障害者

「療育手帳所持者数」

（単位：人・％）

年齢 \ 障害程度	A （重度）	B （中・軽度）	計	
18歳未満	3		3	11.1%
18～65歳未満	9	12	21	77.8%
65歳以上		3	3	11.1%
計	12	15	27	100.0%
	44.4%	55.6%	100.0%	

平成18年10月1日現在

(3) 精神障害者

「精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院）受給者数」

(単位：人・%)

年齢	精神障害者保健福祉手帳				自立支援医療 (精神通院)	
	1級	2級	3級	計		
18歳未満						1 2.1%
18～65歳未満	1	5	1	7	77.8%	36 76.6%
65歳以上	1	1		2	22.2%	10 21.3%
計	2	6	1	9	100.0%	47 100.0%
	22.2%	66.7%	11.1%	100.0%		100.0%

平成 18 年 10 月 1 日現在

2 主な障害福祉サービス利用状況

(1) 介護給付費・施設等訓練費支給決定者数

区分	サービス種類		人数
介護給付	居宅介護		6
	生活介護		3
	児童デイサービス		1
	短期入所(ショートステイ)		4
	共同生活介護(ケアホーム)		2
	小計		16
旧法施設支援	入所	身体障害者療護施設	1
		知的障害者更生施設	5
		小計	6
	通所	身体障害者授産施設	1
		知的障害者授産施設	4
		知的障害者通勤寮	1
		小計	6
合計			28

(注) 重複利用の場合はそれぞれにカウント 平成 18 年 10 月 1 日現在

(2) 特別障害者手当等受給者数

区分	人数
特別障害者手当	2
障害児福祉手当	1
経過的福祉手当	
計	3

平成 18 年 10 月 1 日現在

(3) 補装具・日常生活用具給付等状況

区分	種 目		件 数	
			身体障害者	障害児
補装具	交 付	補聴器	1	
		ストマ用装具	35	
		紙おむつ	1	4
	修 理	義足	1	
		車いす	3	2
		補聴器	1	
小 計		42	6	
日常生活 用 具	聴覚障害者用屋内信号装置		1	
	小 計		1	
合 計			43	6

平成 17 年度実績

第2節 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画では、障害者が社会の構成員として障害のない人と平等に生活する社会をめざす「ノーマライゼーションの理念」と、障害者が地域社会での質の高い自立生活を確立することをめざし、それに対する適切な支援をめざす「リハビリテーションの理念」、さらに生活環境上の障壁を取り除く「バリアフリーの理念」に基づき、『心ふれあい 共に暮らせるまちづくり』を基本理念として、障害のある人もない人も安心して暮らせるまちづくりの実現を図ります。

心ふれあい 共に暮らせるまちづくり

2 計画の基本目標

計画の基本理念に基づいて、心のふれあいを大切にし、安らぎとぬくもりを共に実感できるまちづくりの実現を目指し、次の基本目標を定め施策の推進を図ります。

(1) 共に生活するために

地域社会に生活するすべての人々がお互いに個性を持った人間として尊重しあい、それぞれの主体的な意思に基づいて行動できるよう、障害者に対する理解の増進を図るため啓発・広報活動を一層推進するとともに、村民相互の交流機会、学習機会の充実、ボランティア活動などの促進を図ります。

(2) 社会参加をすすめるために

障害者が地域の中で自立した生活が営めるよう、それぞれの障害の状況に応じたきめ細かい支援体制の充実を図るとともに、障害者がその適性と能力に応じて就労し、職業を通じて社会参加することができる施策を推進します。

また、障害児の自立性と、一人ひとりが持つ能力、可能性を最大限発揮できるよう、教育体制の充実を図ります。さらに、生涯にわたり、学習、スポーツなど自分の指向性に合わせた活動に取り組めるよう、活動の場の確保、活動の場に参加しやすい体制づくりを図ります。

(3) 暮らしを向上させるために

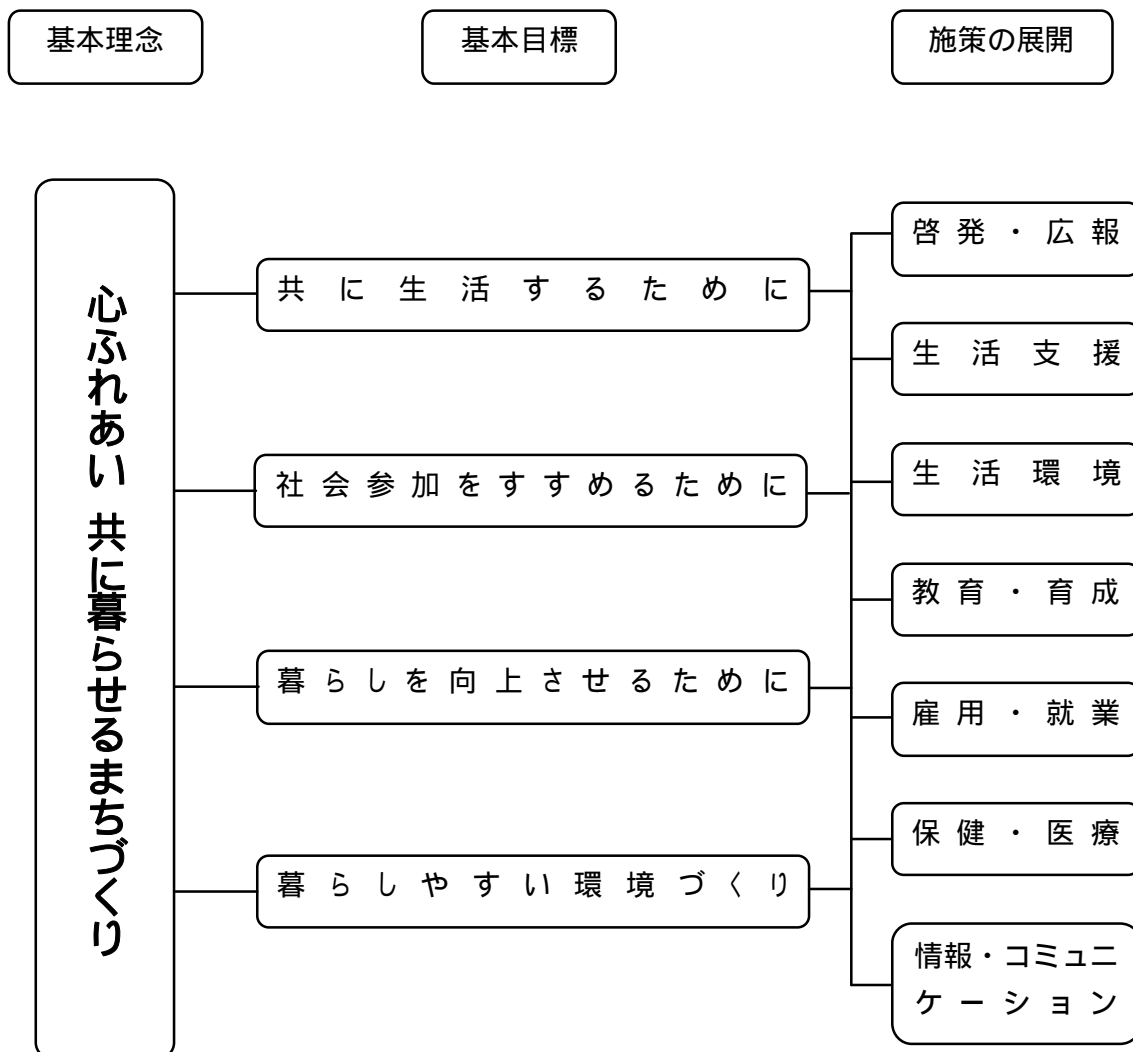
生涯にわたり健康で暮らし続けられるよう、健康づくりを促進するとともに、障害を早期に発見し、迅速に対応できるよう、保健・医療・福祉が連携し、一人ひとりの状況に応じた医療、リハビリテーションの充実を図ります。

また、障害者の緊急時の対応、災害時の避難体制など、障害者の状況に配慮した安全な地域社会づくりを図ります。

(4) 暮らしやすい環境づくり

障害者の活動の場を広げ、障害者に住みよいまちづくりを目指して、障害者等に配慮した施設や設備の整備を推進します。特に公共的建物や道路等の整備を行いバリアフリーに取り組みます。

3 施策の体系



第3節 施策の展開

1 啓発・広報

障害者が社会の中で自立した生活を営むためには、社会を構成するすべての人々が障害や障害者に対する正しい理解と認識を深め、お互いを尊重しあうことが必要です。

そのためには、障害者と障害そのものに対する理解を深めることが重要であり、各種啓発・広報活動や福祉教育、ボランティア活動などあらゆる場において、理解の促進、啓発を図るとともに、障害のある人とない人との交流を深め、ノーマライゼーションの社会実現に努めます。

【施策の方向】

(1) 啓発・広報活動の推進

広報活動の推進

障害の理解を深めノーマライゼーションの社会実現のため、社会福祉協議会、障害者団体、ボランティア団体との連携を強化し、「広報ひえづ」や村のホームページ、防災無線、パンフレット等の多様な広報媒体を活用して、広報・啓発活動を推進します。

啓発事業の推進

障害者週間等の各種行事を中心に、幅広く一般村民や障害者団体が参加するイベントの活性化を図り、啓発活動を推進します。また、障害者団体による障害や障害者に関する啓発活動に対し、積極的に支援を行います。

(2) 福祉教育・ボランティア活動の推進

障害者や高齢者への正しい認識を育むとともに、お互いの立場や気持を思いやり、相互に支えあう心を養うために、保育所、小・中学校などにおける福祉教育の充実を図り、さらに小・中学校の児童・生徒に対し社会福祉への理解と関心を深めるため、ボランティア活動へ積極的に参加する機会をつくります。

また、多様化・高度化する障害者のニーズに適切に対応できるよう、保健・教育などの関連する分野のネットワークづくりを推進するとともに、障害者団体の育成やボランティア団体等に対する支援を積極的に行い、理解と参加を促進する運動の展開を図ります。

(3) 地域交流の推進

あたたかい心を醸成するために、障害者のスポーツレクリエーション活動の促進や多様な交流機会の確保を図り、障害者が多くの人々と交流し、生き生きとした心豊かな生活が送れるよう環境づくりを推進します。

また、体育館等スポーツ施設設備の拡充に努め、障害者の利用に配慮した環境整備をすすめます。

2 生活支援

障害者自立支援法により、サービス提供主体は市町村に一元化され、障害の種別にかかわらず、共通のサービスを、共通の制度により提供されることになりました。

このため、障害福祉サービスの新しい体系をもとに、本村の状況に応じたサービスの種類・量を確保し、すべての障害者に対して、豊かな地域生活の実現に向けた取り組みと適切なサービス提供を推進していきます。また、生活・活動の場の整備、社会復帰のための支援、地域での生活を保障するための権利擁護事業の充実を図ります。

【施策の方向】

(1) 相談支援体制の充実

障害者やその家族などが必要に応じて適切な相談をいつでも受けられるよう、村や民生委員、相談支援委託事業者等連携を密にして、村民や障害者に対する各種相談体制の充実と周知を図ります。

自立支援のためのサービスの充実

障害者の在宅福祉サービスを充実して、生活力を高めるための支援、情報の提供などの充実を図ります。また、地域での生活を支援するため、相談・情報提供、在宅福祉サービスの利用援助などの充実を図ります。

障害者団体との協働による相談活動

障害者やその家族等の多様なニーズに対応するため、村は障害者団体と協力して相談体制を整備します。

(2) 障害福祉サービスの周知・展開

自立支援法に基づいて実施される障害福祉サービスを、適切かつ効率的に提供できるよう、各サービス見込み量の確保、制度の周知、利用促進に努めます。

また、村独自で実施する地域生活支援事業を、地域の実情に応じ積極的に展開し、障害福祉サービスの対象から外れる障害児（者）に対する生活支援を推進します。

なお、各サービスに関する実施計画については、「第3章生活支援に係る実施計画」で説明します。

(3) 生活安定のための施策

障害基礎年金、特別児童扶養手当等の各種年金や手当制度の充実にむけ、国、県へ要請するとともに、制度の広報、周知を積極的に行います。

また、自動車税などの減免制度、タクシー運賃、バス・JR・有料道路の割引制度等の各種優遇制度について、広報、周知を積極的に行います。

(4) 福祉機器の普及

障害というハンディキャップを補うため、補装具費の支給を行います。また、重度障害者や寝たきり老人、難病の方々の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与を促進します。

(5) 人材の育成・確保

障害者のニーズに適切に対応できるよう、福祉・保健・医療など各分野で障害者の生活の支援に関わる人材の育成・確保を図ります。

3 生活環境

障害者にとって住みよいまちは、すべての村民にとって安全で快適に生活できるまち

であり、それはすべての人々の理解と協力によって実現されるものです。障害者が住み慣れた地域の中で安心して生活でき、社会参加できるよう、障害者に配慮した道路や施設などの住環境の整備や公共交通機関等移動手段の確保、防災・防犯対策の充実を図ります。

また、施設・設備の整備にあたっては、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインという観念を進めます。

【施策の方向】

(1) バリアフリーのまちづくりの推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づき、村民のための公共施設等のバリアフリー化を積極的に推進するとともに、道路のバリアフリーを推進します。

(2) 住環境の整備

障害者が住み慣れた住居で、快適に継続して生活が送れるように、障害者に優しい住宅の確保や住宅改造助成制度等の周知と利用促進を図るとともに、利用者ニーズにあった住宅相談体制の整備を図ります。

(3) 移動手段の確保

障害者が自由に外出できるよう、公共交通機関のバリアフリー化の推進や公共交通機関の利用が困難な人への車両による移送サービスの充実に加え、運転免許取得などの各種助成制度の周知を図ります。

(4) 防災・防犯体制の整備

障害者が安全・安心して暮らせる社会の実現のために、障害者に対する災害についての情報伝達、避難誘導體制の整備に努めるとともに地域における自主防災体制の充実を図ります。

また、家庭における火災等の感知や障害者からの緊急事態の連絡を確保するため、日常生活用具を活用し、火災報知器、緊急通報装置の整備を図り、近隣村民、消防署等への連絡手段の確保に努めます。

4 教育・育成

障害者が社会の中で、主体性を発揮して最大限に可能性を伸ばし、生きがいのある生活が送れるよう、個々の障害の程度に応じた適切な教育・育成を図ります。

また、発達障害など教育・療育に特別なニーズのある児童についても適切な対応の充実を図ります。

【施策の方向】

(1) 早期療育と保育の実施

健康診査等を一層充実し、障害の早期発見に努めるとともに、保育所と保健師や医療機関等との連携を図りながら、児童デイサービスなど幼児期からの早期療育体制を整備して、障害の軽減と最大限に発達できるように努めます。

また、障害のある幼児と障害のない幼児がふれあう機会の拡充に努め、人と接することの楽しさを通じて、豊かな人格形成を図ります。

(2) 義務教育の充実と推進

障害児への理解が図られるよう福祉教育の一環として、養護学校と小・中学校の交流学習を推進するとともに、障害のある児童・生徒については、一人ひとりの障害の状態に応じ、その能力、適性を十分に伸ばすための教育指導を行います。

(3) 生涯学習の充実

各種の講座、学習グループ、サークル活動等の充実を図るとともに、障害者のための生涯学習の機会を充実します。

また、障害者の生涯学習に向け、社会教育施設の設備を活用できるよう整備に努めます。

5 雇用・就業

障害者の雇用・就業については、本人の希望を尊重しながら障害の種類や程度に応じた支援体制や設備を整えて、適性と能力を十分に活かせる職場を確保していくことが必要となります。

そのために、障害者雇用の拡大に向けた啓発活動の強化に努めるとともに、自立支援法に基づく就労移行支援、就労継続支援のサービスを含め、障害者の就労支援を推進します。

また、一般企業での就労が困難な重度の障害者については、授産施設、小規模作業所など福祉的な雇用対策を図ります。

【施策の方向】

(1) 職業相談・指導の充実

公共職業安定所をはじめ関係機関と連携し、職業相談、指導が円滑にすすむよう支援します。

また、企業に対して障害者雇用の促進を積極的にPRします。

(2) 雇用の促進・働く場の確保

雇用機会の拡大を図るため、多様な職種の雇用事例の作成とその成果等の広報に努め、雇用の促進を図ります。

また、就労を希望する障害者は、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を受ける「就労移行支援」、「就労継続支援」サービスの活用を積極的に推進します。

6 保健・医療

障害の予防に向けて、積極的な健康づくりと生活習慣の改善を行っていくことが大切であり、障害者にとっては健康を保持し、増進するための保健・医療の充実が重要な施策となります。このため、保健と医療の連携を深め、障害の早期発見・早期治療を推進

します。

また、障害の軽減や機能の回復のための医療・リハビリ訓練など障害の程度に応じた保健・医療サービスの提供を図ります。

【施策の方向】

(1) 障害の予防と早期発見

母子健康施策の推進

妊産婦の健康教育、保健指導および健康診査、新生児や乳幼児に対する健康診査・指導等を適切に実施します。健康診査等で発見された障害の疑いのある児童に対して、精密検査の勧奨や療育サービスの紹介等を適切に行います。

また、学校、職場、地域での健康診査等の適切な実施、疾患の相談・カウンセリング等の機会の充実を図ります。

生活習慣病予防の推進

ガン、心臓病、脳卒中などの生活習慣病の早期発見、早期治療のため、健康診査の充実と受診率の向上を図るとともに、食生活の改善など自覚を高める健康教育、健康指導の充実に努めます。

相談指導体制の充実

保健所、福祉事務所、児童相談所、療育センター、社会福祉協議会、医療機関等との連携を強化し、障害児の早期発見、早期療育に努めます。

(2) 医療・リハビリテーション体制の充実

リハビリテーション体制の充実

様々な原因により生じる障害に対し、早期の段階から適切な医療とリハビリテーションが受けられるように、保健師と地域包括支援センターとの連携による相談支援体制を充実します。また、機能訓練事業等の充実を図ります。

医療費助成等の周知

自立支援医療、特別医療等の各種制度を周知し、活用をすすめます。

精神保健施策の推進

精神保健に関する理解と認識を高め、ノーマライゼーションの促進のため、関係機関等の協力を得て、村民の正しい理解と協力が得られるよう啓発を図ります。

また、医療相談が十分にできるように医療機関との協力体制を確立に努めます。

7 情報・コミュニケーション

障害の種類や程度によっては、自ら情報を得ることが困難な場合があります。障害の特性に配慮した情報提供やコミュニケーション支援体制を充実させ、情報・コミュニケーションのバリアフリー化を推進します。

【施策の方向】

(1) 多様な情報媒体の活用推進

広報誌・防災行政無線・CATV・ホームページ等の様々な情報提供手段の活用を

推進します。

(2) コミュニケーション支援体制の整備

コミュニケーション支援を必要とする視聴覚障害者への手話通訳者、要約筆記者等の派遣体制の整備を図ります。

第3章 生活支援に係る実施計画（障害者自立支援法に基づく障害福祉計画）

第1節 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

この計画では、障害者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、国の基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号）に基づき、「希望するすべての障害者が地域で暮らせる社会」、「自立と共生の社会を実現」を目指し、次の3点を基本理念とします。

（1）障害者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別、程度を問わず、障害者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とします。

（2）市町村を基本とする仕組みへの統一と3障害の制度の一元化

障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち遅れている精神障害者などに対するサービスの充実を図り、県の適切な支援等を通じて地域間格差の無いサービス水準の均てん化を図ります。

（3）地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害者の自立支援の観点から、地域生活支援や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整え、障害者の生活を地域で支えます。

2 計画の基本目標

計画の基本理念等を踏まえ、障害者が希望する暮らしの実現や、その意欲や能力（適性）に応じた活動を保障するため、次に掲げる項目において、必要な障害福祉サービス及び地域生活支援事業の提供体制を計画的に確保します。

（1）必要な訪問系サービスを保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援）の充実を図り、必要な訪問系サービス提供に努めます。

（2）希望する日中活動系サービス等を保障

日中活動系サービス（生活介護、就労支援、児童デイサービス、短期入所）及び地域生活支援事業の充実を図るとともに、小規模作業所利用者の法定サービスへの移行（小規模作業所の法定事業所への移行）を推進することにより、希望する日中活動系サービス等の提供に努めます。

（3）施設入所又は入院から地域生活への移行を推進

居住系サービスのうち、地域における居住の場として共同生活援助（グループホー

ム) 又は共同生活介護(ケアホーム)の充実を図るとともに、自立訓練の推進により施設入所又は入院から地域生活への移行に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行を推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大に努めます。

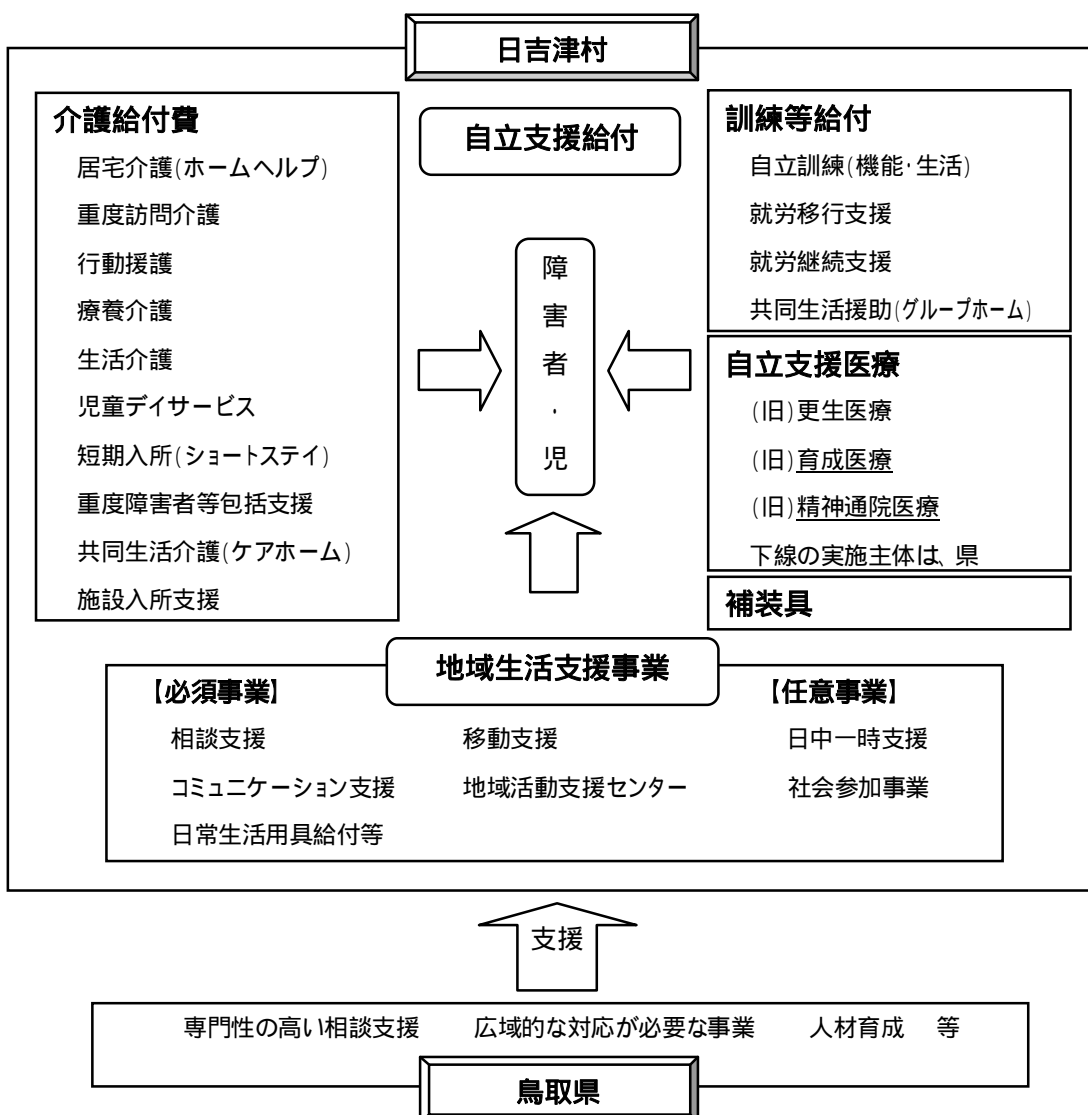
(5) 相談支援体制の構築

地域で安心して生活していくための相談支援体制を構築するため、その体制整備とネットワーク化(地域自立支援協議会等)に努めます。

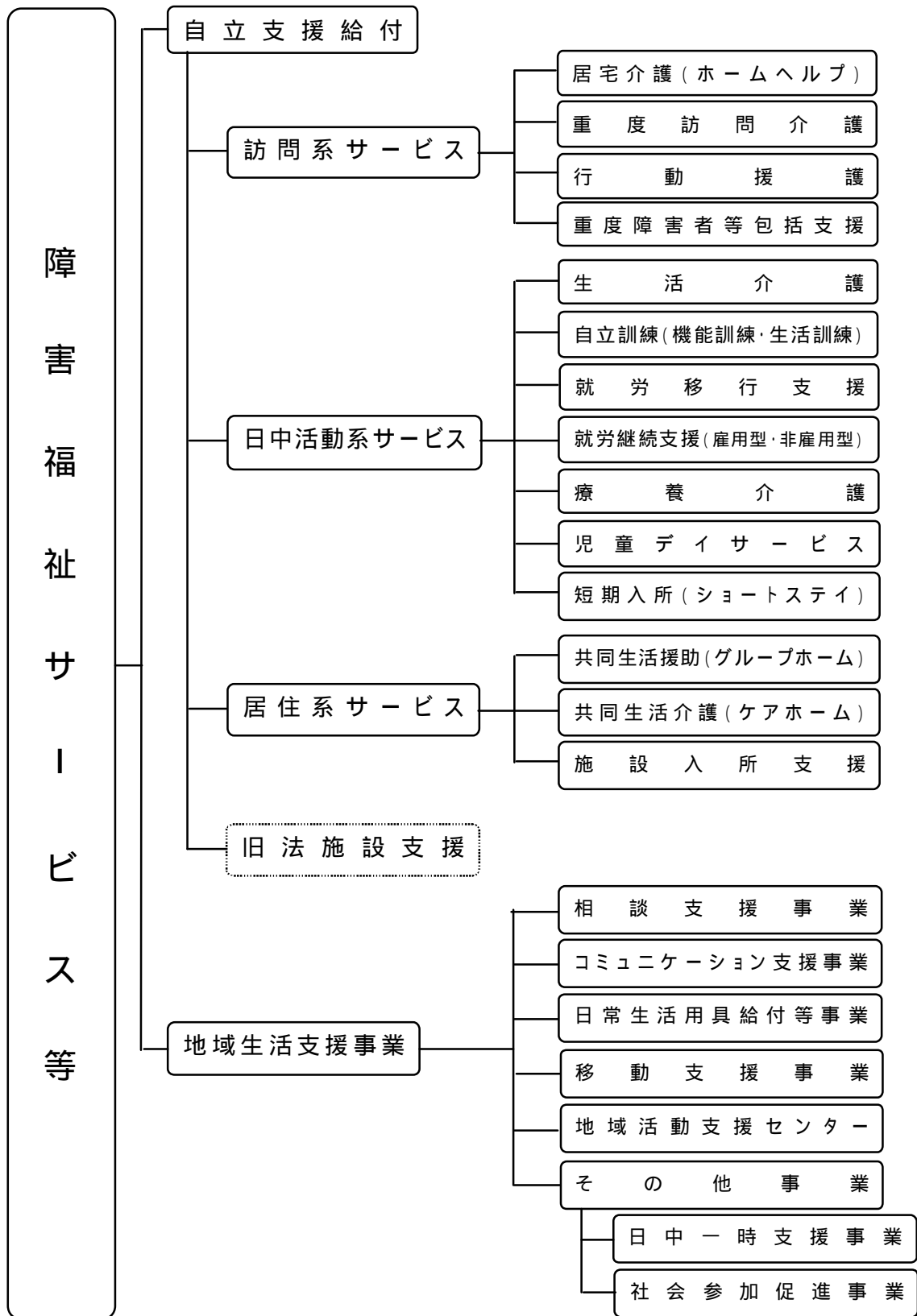
3 サービスの体系

(1) 障害福祉サービスの全体像

障害者自立支援法の全体像は、下図のとおり『自立支援給付』と『地域生活支援事業』で構成されます。



(2) 障害福祉サービスの体系



第2節 平成23年度の数値目標の設定

障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応するため、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度末を目標年度として、次に掲げる事項について、数値目標を設定します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

現時点において福祉施設に入所している障害者が、平成23年度末までに1割以上が地域生活（グループホーム、ケアホーム、一般住宅等）へ移行することとするとともに、施設入所者数を削減することを目標として数値を設定します。

項目	数値	考え方
現時点の施設入所者数 (A)	7人	平成17年10月1日の数
平成23年度末の施設入所者数 (B)	6人	平成23年度末時点の利用見込み人員
【目標値】 削減見込 (A - B)	1人	差引減少見込み数 (A) × 13.6%
【目標値】 地域生活移行数	1人	施設入所からGH、CH等へ移行する者の数 (A) × 16.6%

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成24年度までに、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者（以下「退院可能精神障害者」という。）が退院することを目指し、平成23年度末における退院可能精神障害者数の減少目標値を設定します。

項目	数値	考え方
現在	1人	現在の退院可能精神障害者数(平成14年患者調査から推計)
【目標値】 減少数	1人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数

3 福祉施設から一般就労への移行

平成23年度において、現在の一般就労への移行実績を4倍とすることを目指し、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する障害者の数値目標を設定します。

項目	数 値	考え方
現在の一般就労移行者数	人 0	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 一般就労移行者数	人 2	平成 23 年度において施設を退所し、一般就労する者の数

第3節 障害福祉サービス等の必要な見込量及びその確保のための方策

障害者が希望する暮らしの実現やその意欲や能力(適性)に応じた活動を保証するため、特に障害福祉サービス等の種類ごとに必要な量の見込み及びその必要量の確保のための方策等について、次のとおり定めます。

1 訪問系サービス

障害の状態やニーズに応じて、障害者の自己決定と自己選択の尊重のもと、在宅で適切な障害福祉サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問系サービスの充実に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が、行動するときに生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人に、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

【サービスの見込量】

(単位：時間/月)

サービス名	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
居宅介護				
重度訪問介護	175	210	270	450
行動援護	(6人)	(7人)	(9人)	(15人)
重度障害者等包括支援				

【見込量確保のための方策】

サービス提供事業者に対し、今後新たなサービス提供が見込まれる精神障害者や、24時間サービスを必要とする障害者へのサービス拡充に向け働きかけていきます。

新サービス移行により、今後需要が見込まれるため、障害者の利用ニーズを把握し、適切なサービスを利用できるよう努めるとともに、サービス提供事業者へ、専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけていきます。

事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進していきます。

2 日中活動系サービス

常時介護を必要とする障害者に対する施設での専門的なサービス、障害児が通えるサービス、介護者が病気の場合などの短期入所の場合など、日中も安心して生活できるサービスの充実を目指します。また、障害者が地域生活を営むことができるように、機能訓練や生活訓練の場や働く場の充実に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
療養介護	医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行います。
児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
短期入所	介護者が病気の場合等の理由により、短期間、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

【サービスの見込量】

(単位：人日/月)

サービス名	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
生活介護	70 (3人)	92 (4人)	115 (5人)	230 (10人)
自立訓練(機能訓練)	0 (0人)	23 (1人)	23 (1人)	46 (2人)
自立訓練(生活訓練)	0 (0人)	23 (1人)	23 (1人)	46 (2人)
就労移行支援	0 (0人)	23 (1人)	23 (1人)	46 (2人)
就労継続支援(A型)	0 (0人)	23 (1人)	23 (1人)	46 (2人)

就労継続支援(B型)	0 (0人)	92 (4人)	92 (4人)	138 (6人)
児童デイサービス	25 (1人)	25 (1人)	25 (1人)	50 (2人)
短期入所	26 (4人)	35 (5人)	42 (6人)	63 (9人)

(単位：人)

サービス名	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
療養介護	0	0	0	0

【見込量確保のための方策】

新たなサービス体系への移行の促進を図るため、生活介護などのサービス提供にかかる施設整備に対して支援に努めます。

自立と社会経済活動への参加に向け、就労継続支援を行い、必要な訓練及び職業の提供を行っていきます。

精神障害者のためのグループホームや社会との交流・創作活動などの日中活動の場を充実するよう、サービス事業者に働きかけます。

事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進していきます。

今後、障害者やその家族等に向けた事業者情報提供の充実を図り、サービス提供の確保に努めます。

3 居住系サービス

地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保に向けた居住支援を進め、地域生活への移行の促進に努めるとともに、夜間において安心して施設で専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実を目指します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日に共同生活を営む住居で、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行います。
施設入所支援	施設入所者に対して主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

【サービスの見込量】

(単位：人)

サービス名	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
共同生活介護 (ケアホーム)	2	2	3	5
共同生活援助 (グループホーム)				
施設入所支援	6	6	6	6

【見込量確保のための方策】

居住支援を必要とする障害者に対し、広域で調整しながら、居住施設の確保に努めます。

グループホーム、ケアホームに居住している知的障害者および精神障害者に対し、日常生活上の援助を行っていきます。

事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進していきます。

4 相談支援

障害福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、グループホーム、ケアホーム及び重度障害者等包括支援を除く）の利用が見込まれる人のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者に、計画的なプログラム等の必要な相談を提供します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
相談支援	障害福祉サービスを利用する人で、単身者で自ら適切なサービス調整が出来ない場合など、指定相談支援事業所がサービス利用計画を作成します。

【サービスの見込量】

(単位：人)

サービス名	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
相談支援	0	1	2	5

【見込量確保のための方策】

自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者等に適切なサービス利用計画の作成を円滑に行うために、関連機関と連携を図るとともに、専門的な相談体制の確保を働きかけます。

今後、地域包括支援センターとの連携も検討します。

第4節 地域生活支援事業の実施

障害者自立支援法に規定する個別給付に加えて、日吉津村の実情や利用者の状況等に応じた柔軟な形態により実施する地域生活支援事業の内容、各年度における事業の種類ごとの必要な量の見込み及びその必要量の確保のための方策等について、次のとおり定めます。

1 相談支援事業

障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、障害者や家族、介助者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行います。

【見込量】

(単位：件/月)

サービス名	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
相談支援事業(委託分)	3	5	7	15

【見込量確保のための方策】

障害者の相談指導やリハビリテーション、情報提供等を総合的に行う相談支援事業の充実を図ります。

地域における様々な関係機関との連携を図り、西部圏域で「地域自立支援協議会」を設置します。

各種窓口で受け付けた相談について、関係部署と連携をとりながら、情報を共有して相談に対応します。

2 コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳や要約筆記等の方法により、障害者とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

【見込量】

(単位：件/月)

サービス名	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
コミュニケーション支援事業	2	3	4	7

【見込量確保のための方策】

地域における手話通訳者や要約筆記者を把握します。

障害者を対象にコミュニケーション支援事業を周知し、サービスの利用を促進します。

3 日常生活用具給付等事業

重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することに

より、日常生活の便宜を図ります。

【見込量】

(単位：件/年)

サービス名	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
日常生活用具給付等事業	22	50	56	74

【見込量確保のための方策】

日常生活用具の利用希望者の把握に努めます。

その人の特性に合った適切な日常生活用具を給付します。

日常生活用具に関する情報提供を充実します。

4 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者について、ヘルパーを派遣し社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時における支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。

【見込量】

(単位：時間/月)

サービス名	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
移動支援事業	160 (5 人)	186 (6 人)	212 (7 人)	290 (10 人)

【見込量確保のための方策】

移動支援の利用希望者の把握に努めます。

移動支援事業の内容の情報提供を充実します。

サービス提供事業者の拡充に向け、事業者に働きかけます。

5 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターに障害者を受け入れ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障害者の地域生活支援の促進を図ります。

【見込量】

(単位：箇所)

サービス名	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
地域活動支援センター	0	0	1	1

【見込量確保のための方策】

地域活動支援センターに通うことができる障害のある人の把握に努めます。

障害の特性に合わせた活動の提供を推進します。

6 その他事業

(1) 日中一時支援事業

障害者の日中における活動の場を確保し、障害者の家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供します。

【見込量】

(単位：人日/月)

サービス名	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
日中一時支援事業	5 (1人)	5 (1人)	10 (2人)	15 (3人)

【見込量確保のための方策】

日中一時支援が必要であると認められる障害者の把握に努めます。
地域資源の活用によるサービス提供を検討します。

(2) 社会参加促進事業

自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。

【見込量】

(単位：件/年)

サービス名	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	1	1	1	1

【見込量確保のための方策】

利用希望者の把握に努めます。
事業内容の情報提供を充実します。

参 考 资 料

用語の解説

【か行】

共生社会

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会。

グループホーム

少人数の入所者が、同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により、日常的な援助を受けながら、地域で共同生活することをいう。家庭的な生活と地域での生活を実践する。

権利擁護

知的障害・精神障害や認知症などのため自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすること。

更生施設

障害者が入所または通所して、その自立に必要な生活指導・訓練を受ける施設。身体障害者更生施設、知的障害者更生施設などがある。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）

平成 18 年に施行され、建築物や公共交通機関を利用した円滑な移動を総合的に推進することを目的としたもの。平成 18 年 12 月 20 日の本法施行に伴い、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築促進に関する法律（ハートビル法）」および「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」は、廃止。

【さ行】

支援費制度

障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によるサービスを利用する仕組み。平成 15 年 4 月 1 日に開始。

授産施設

雇用されることが困難な心身障害者が入所または通所して、必要な訓練や職業の提供を受け、自活できるようにする施設。

障害者基本法

平成5年に制定され、障害者の施策や理念などに関する法律。障害者のための施策に関し、基本的理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにして、障害者のための施策の基本となる事項を定めることで、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、それをもって障害者の自立と社会参加、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的としたもの。

障害者自立支援法

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障害種別ごとに、異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとで、一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き、地域生活支援事業、サービス整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた法律。平成18年4月施行。

障害者の日

政府が昭和56年の国際障害者年に12月9日を「障害者の日」と宣言し、平成5年に障害者基本法に明記された。国連で障害者の権利宣言を採択した日を記念したもので、障害者問題についての国民の理解と認識を深めるため、各種の啓発・広報活動が行われている。また、平成7年度からは、国際障害者デーである12月3日から9日までを「障害者週間」としている。

小規模作業所

障害者が通所し、作業訓練、社会生活への適応性を高めるための生活指導等を共同で行う場所。

ショートステイ（短期入所）

障害者(児)の介護を行っている人が病気、その他の理由(私的な理由を含む)により、障害者(児)が居宅において介護を受けることができない場合に、障害者(児)が短期的に障害者施設等に入所すること。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障害は、視覚障害 聴覚または平衡機能の障害 音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障害 肢体不自由 内部機能障害(心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸または小腸の機能障害)で、障害の程度により1級から6級の等級が記載される。

身体障害者療護施設

常時介護を必要とする重度身体障害者が入所して、医学的管理のもとに、必要な介護を

受ける施設。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者に対して社会復帰及び、自立、社会参加の促進を図るため、申請により交付する手帳。有効期限は2年で、障害の状態を再認定し更新できる。

成年後見制度

知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な人の財産や権利を保護するための制度。

【た行】

地域生活支援事業

在宅で生活している障害者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、相談及び情報の提供等を総合的に行う事業。実施主体は市町村だが、施設、法人等に委託できる。

デイサービス

在宅の障害者に対して、地域の福祉施設等において通所により機能回復訓練、入浴、食事などを提供するサービス。

【な行】

内部障害

身体障害のうち、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸及び免疫の機能障害の総称。

難病

特定の疾患群を指す用語ではなく、原因不明、治療方法未確立で後遺症を残す恐れのある疾患、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家族の負担が重く、精神的にも負担の大きい疾患をいう。

日常生活用具

在宅の障害者等の日常生活の利便を図るため、給付・貸与されるもので、特殊寝台、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具などがある。

ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、障害のある人もない人も、誰もが個人の尊厳が重んぜられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常(ノーマル)の社会であるとする考え方。

【は行】

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁(バリア Barrier)となるものを除去(フリーFree) するという意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いる。

補装具

身体障害者の身体の一部の欠損または機能の障害を補い、日常生活を容易にするために用いられるもので、義足、補聴器、車椅子などがある。

【や行】

ユニバーサルデザイン

高齢者、児童、障害者、健常者等の区別なく、誰もが分け隔てなく使えるように、商品、住宅、まち、公園等の設計をするという考え方。

養護学校

知的障害者や肢体不自由者、病虚弱の児童に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育をし、併せてその障害を補うために必要な知識、技能を授けることを目的とする学校。(特別支援教育として、盲学校、ろう学校がある。)

要約筆記

聴覚に障害のある人へ情報伝達のため、会議などのやりとりを、即時に要約し、筆記して伝達するサービス。

【ら行】

療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において「知的障害」と判定された者に対して交付され、相談・指導や各種の援護を受けることができることを確認する証票。障害の程度により、重度をA、その他をBに区分して記載される。

リハビリテーション

障害者等に対し、機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる治療と訓練をいい、医学的、社会的、職業、教育的、心理学的などの諸領域に分けられる。障害者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにととまらず、障害者のライフステージすべての段階において全人間的な復権に寄与し、障害者の自立と社会参加

をめざすものとして、障害者福祉の基本的な理念となっている。

日吉津村障害者施策推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 障害者計画の策定及び障害者の施策について連絡調整を図り、総合的かつ効果的な推進を図るため、日吉津村障害者施策推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員12名以内で構成する。

2 委員は別表に掲げる者のうちから村長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 会長、副会長は委員の互選によって定める。

(会議)

第4条 委員会は、会長が召集する。

2 委員会は、関係団体及び関係課等との連絡調整を行い、計画を効果的に実施するように努めるものとする。

3 委員会に事務局を置く。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他の必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

別表

委 員	定 数
学識経験者	若干名
障害者関係団体の代表	若干名
議会議員	1 名
教育に関係のある者	若干名
民生委員・児童委員	1 名
関係行政機関	若干名

日吉津村障害者施策推進委員名簿

氏 名	団 体 名	備 考
九 里 友 和	九里クリニック（医師）	
江 田 加 代	日吉津村議会議員	
長 谷 尾 恵	日吉津村民生児童委員協議会	
破 戸 志 朗	日吉津村社会福祉協議会	副会長
団 義 則	日吉津村身体障害者福祉協会 （兼身体障害者相談員）	会長
山 西 政 子	日吉津村手をつなぐ育成会	
真 鍋 幸	小規模作業所いちごの広場	
白 石 恵 子	日吉津村知的障害者相談員	
加 藤 文 康	日吉津村総務課長	
遠 藤 量	日吉津村教育長	

事務局

所 属	職 名	氏 名	備 考
福祉保健課	課 長	斎 下 博 三	
	保健師	佐 野 佳代子	
	障害福祉担当（主査）	高 田 直 人	
	障害福祉担当（主事）	山 口 由 希	



鳥取県日吉津村